

【資料 3】

【障がい者福祉事業推進本部】手話言語等促進条例 庁内作業部会 構成

	部局	室課	補職
1	総務部	人事室（研修担当）	参事
2	税務部	市民税課	課長代理
3	市民部	市民課	主査
4	児童部	保育幼稚園室	参事
5		すこやか親子室	主幹
6			主査
7		こども発達支援センター	参事
8	福祉部	総合福祉会館	主任
9		高齢福祉室	主幹
10		障がい福祉室	参事
11	健康医療部	健康まちづくり室	参事
12	消防本部	指令情報室	主幹
13	議会事務局	議会事務局	参事
14	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	参事
15	学校教育部	学校教育室	参事
16	地域教育部	中央図書館	参事